

地方独立行政法人宮城県立こども病院
平成29年度計画

地方独立行政法人宮城県立こども病院

前文

宮城県立こども病院（以下「当院」という。）は、宮城県（以下「県」という。）のリハビリテーション施設の中核であった宮城県拓桃医療療育センター（以下「センター」という。）の機能を引き継いだ医療型障害児入所施設「宮城県立拓桃園」（以下「拓桃園」という。）の協働的運用を確立し、中期目標を達成するための中期計画に基づき、県民の医療・療育の向上に一層貢献することとする。

具体的には、当院は包括的な小児医療（小児・周産期の急性期から慢性期、リハビリテーション、在宅医療まで）を担う医療・福祉施設として、直面する課題と解決のアプローチを明らかにし、それらの課題に取り組むとともにその推進に努める。

なお、本計画は、国が策定を要請している「公立病院改革プラン」に代わるものと位置付け、当該プランの策定に係る「公立病院改革の推進について（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）」を踏まえ、所要事項について定めている。

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業及び福祉事業

診療事業及び福祉事業については、周産期・小児医療、療育に関する県の施策及び県民の周産期・小児医療、療育に対する需要の変化を的確に受け止め、利用者である県民に対して、成育医療や療育の理念に基づく高度で専門的な医療と療育を集約的に提供する。

このため、東北大学病院など医療機関や関係機関との役割分担と連携を図り、利用者の視点に立った安全で質の高い医療の提供に努める。また、小児リハビリテーション機能の充実を図り、障害児の発達と家族による療育を支援するとともに、地域の医療・療育関係機関と連携しながら、療育サービスの充実を努める。さらに、急性期から慢性期の療育及び小児在宅医療への移行を円滑に進める支援の充実を努める。

(1) 質の高い医療・療育の提供

イ 高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施

先進的な医療技術を導入し、より高度で専門的な医療に取り組み、医療提供に係る施設認定を取得するなど、周産期・小児医療水準の向上に努めるとともに、県の政策医療を適切に実施する。このため、県医療政策部門との情報共有や医療情報システムの効果的な活用を図る。

また、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するために、医師をはじめとする医療スタッフの確保並びに育成に努め、当院の果たすべき役割を継続的に担うことができる医療提供体制を確保する。

さらに、栄養サポートチーム（NST）においては、患者への最良の栄養療法の提供を行うため、各診療科・多職種の連携によるチーム医療を推進する。

ロ 高度な療育サービスの提供

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療という医療型障害児入所施設に求められる責務を果たし、障害児が、障害を克服し、生活していくために必要な能力を身につけられるよう、併設されている拓桃支援学校と連携し、医療、生活指導、教育による総合的な療育プログラムを実践する。

ハ クリニカルパスの活用とEBMの推進

電子カルテを活用して、クリニカルパスの作成の拡充を図り、医療を受ける患者にとって治療の流れが予想できる医療の標準化、看護の均質化、安全対策を推進する。

また、東北地方唯一の小児高度専門病院として、当院で扱う疾患、患者背景は多種多様で重症例が多く、治療方針が確立していないものが少なくないが、疾患に対する共同研究に積極的に参加し、幅広い情報収集と日々の診療データに基づいた安全・確実な医療の提供

に努める。

さらに、治療方針の確立した疾患に対しても、さらなる治療成績の向上を目指し、当院の診療実績の公開や学会活動などでの情報発信に努める。

ニ 退院サマリーの作成

患者の退院後の継続した診療を円滑にするため、また患者の身体情報を継承し伝達するツールとして電子カルテの活用を図り、効率的かつ質の担保を図りながら、DPC対象病院として、退院後2週間以内の作成率90%以上を目指す。

ホ 地域医療連携の推進

(イ) 病病・病診連携の推進等

東北地方唯一の小児高度専門病院として、当院に求められる役割・機能を果たすため、より一層の医療連携（病病・病診連携）を推進するとともに、紹介率80%以上・逆紹介率50%以上を目指す。

また、センターの移転統合後、亜急性期・慢性期・リハビリ・在宅医療等の診療機能が新たに加わったことから、新たな領域を含めた登録医療機関・登録医の増加に一層努めるとともに、当院の診療機能の充実に対応した地域医療連携体制の強化を図る。

さらに、医師などによる地域医療機関等への診療支援に可能な限り対応する。

(ロ) 地域への情報発信の強化

登録医をはじめ県内外の医療・療育機関などに対し、様々な媒体（診療案内・広報紙・ホームページ・電子メール）を用い、当院が取り組む医療・療育内容について、より一層の周知に努め、関係機関との医療連携を推進する。

また、県内外の関連医療機関・関係機関等を訪問し、当院との連携強化について直接要請するとともに、実務担当者による関連医療機関実務担当者への訪問を実施し、連携体制の強化を図る。

ヘ 小児リハビリテーションの充実

急性期から慢性期の患者に対し、そのライフステージに応じた生活機能の向上・改善のための効果的な治療を行うとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地域医療、福祉、教育機関と連携し、環境調整等を行い、在宅療育の充実が図れるよう引き続き支援する。

また、平成29年度に県内で開催される東北・北海道肢体不自由児施設療育担当職員研修会に向けて、研究、発表に積極的に取り組む。

ト 在宅療養・療育患者支援の推進

在宅療養・療育に組織的に取り組むため、在宅支援運営委員会や在宅支援室、地域・家族支援部会などによる支援活動を推進する。

患者及びその家族が安心して在宅療養・療育できるように、院内関係部署や地域の医療・保健・福祉・教育機関と連携し、急性期から慢性期まで継続される在宅療養・療育支援の充実に努める。

チ 小児救急の充実

(イ) 周産期・小児医療の二次及び三次救急への対応

当院は、救急医療体制の「基本方針」（「総合マニュアル Ver. 3」（平成25年4月作成））に基づき、周産期・小児医療の三次救急に常時対応する。

また、東北大学病院や仙台市立病院、仙台赤十字病院など、他の三次救急医療機関と密接に連携して、県内外の小児重症患者を広く受け入れる体制を構築するとともに、その実施に当たっての役割分担や連絡体制を整備する。

さらに、平成28年10月から運用が開始された宮城県ドクターヘリの搬送先医療機関として、小児重症患者のヘリ搬送を積極的に受け入れる。

二次救急については、近隣の一次医療機関からの紹介転送や救急隊からの搬入依頼に対

し、積極的な受入れに努めるとともに、仙台市小児科病院群輪番制事業に引き続き参加し、年25回担当する。

「宮城県こども夜間安心コール」において、引き続き当院の看護職員を相談員として派遣するとともに、当院一般当直医師が小児科医後方支援を実施して、県の0.5次救急に寄与する。

通院・通所中の重症心身障害児（者）について、「宮城県拓桃医療療育センター移転・統合後の救急体制について」（平成28年3月作成）に基づき、年齢制限なく受け入れる。

(ロ) 小児三次救急体制の充実に向けた検討

県における小児の救命率の向上、地域医療の充実に貢献するため、小児集中治療の充実などの小児三次救急体制に関し、県内の小児救急を担う医療機関の役割分担と協力体制について、宮城県小児医療協議会などの場を活用して関係機関と協議する。

また、院内においては、救急運営委員会が策定した「宮城県立こども病院における小児集中治療体制のあり方検討（平成25年度作成）」に基づき、当院における救急外来や集中治療体制の充実に取り組むとともに、救急・救命処置のスキルアップを図る。

(2) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

患者及びその家族の信頼と納得に基づいた医療を提供するため、患者年齢に応じて、インフォームド・コンセントあるいはインフォームド・アセントの徹底を図る。

また、患者及びその家族の立場に立ち、心地よく説明や相談を受けられる環境の充実に努める。具体的には、プライバシーに配慮した環境づくり、患者及びその家族が医療内容や疑問点について相談できる窓口の充実、職員に対する接遇教育・研修の実施に取り組む。

ホームページについては、継続的に掲載内容の充実に取り組み、患者及びその家族が求める情報の発信に努める。

MMWIN（一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会）に引き続き参加し、万が一の災害・事故に備えて診療情報等を電子化して遠隔保存・共有できる体制を整え、さらに当院からのデータ提供が円滑に進むよう院内体制を整備し、患者及びその家族に非常時の安心を提供する。

ロ セカンドオピニオンの推進

東北地方唯一の小児高度専門病院として、セカンドオピニオンを希望する患者を積極的に受け入れ、患者及びその家族が診療内容を理解し、治療法の選択における納得が一層得られるよう努める。

また、当院でのセカンドオピニオンの実施については、診療案内、広報紙、ホームページなどで積極的に案内し、センターの移転統合に伴う対象の拡大等について関係各所に周知するとともに、他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する患者とその家族に対し必要な相談先・相談方法の情報を提供するなどの支援を行う。

ハ 患者の価値観の尊重

ご意見箱「院長さん きいて！」などを通して寄せられる患者・入所者及びその家族からの意見・要望、苦情などについて迅速かつ適切に対応するとともに、その内容について適宜、分析・検討を行い掲示板に掲示するなど、患者・入所者及びその家族の視点に立った情報公開、医療・療育サービスの向上及び改善に取り組む。

(3) 患者が安心できる医療・療育の提供

イ 医療倫理の確立

患者及びその家族に安心できる医療を提供するため、患者及びその家族の視点に立った医療・療育を提供する。

また、医療倫理に関する協議やカルテの開示などの情報公開に取り組むとともに、患者の

権利を守りプライバシーの保護に努める。

臨床研究及び治験については、臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）を遵守して実施するとともに、倫理委員会及び治験審査委員会の指摘事項を医療に適切に反映する。

国立循環器病研究センターが主催する研究倫理研修セミナー等に参加し、最新の標準的知識を得て、当院における倫理的考察の充実を図る。

ロ 医療安全対策の充実

医療安全対策を推進するため、医療安全推進室、安全対策委員会及びリスクマネージャー会議が連携して、インシデント事例の検証、再発防止策の策定及び防止策に関する実施状況の確認・評価を行う。

また、リスクマネージャーは、事例分析手法の理解と実践を通して、医療安全の推進を図る。

さらに、医療安全に関する重大なインシデント発生時に迅速に対応できるよう管理体制を整備するとともに、医療安全管理マニュアルを整備し、職員が共通認識のもとで医療安全行動がとれるよう周知する。また、医療の標準化を図り、医療上のリスクの低減を目指す。

職員研修を開催し、安全に対する意識、技能の向上を図る。

ハ 院内感染防止対策の充実

感染管理室、感染対策委員会及び感染制御チーム（ICT）が連携して、院内感染防止対策の充実を図る。

また、抗菌薬の適正使用を支援する実働組織として抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を設置し、抗菌薬適正使用に関する介入及び教育・指導を強化する。

2 成育支援・療育支援事業

こどもの権利を尊重し、こどもの望ましい成長を支えるという成育医療と障害を克服し自立した生活を送れるよう温かく見守り育む療育を実現するため、成育支援及び療育部門の様々な専門職（保育士、チャイルド・ライフ・スペシャリスト、子ども療養支援士、臨床心理士、ソーシャルワーカー、看護師、認定遺伝カウンセラー、ボランティアコーディネーター）が医療・療育部門と一体となり、こどもの成長・発達を支援する。

また、治療に対する患者及びその家族の不安を軽減するための心のケアをはじめ、療養・療育生活に関する相談に積極的に対応し、心理的援助及び経済的・社会的問題の解決・調整に努めるとともに、医療・療育機関及び保健・福祉・教育機関と密接に連携することにより、患者の早期退院を促進し、退院後の生活を円滑に始められるよう支援する。

さらに、適切な目標設定を行い、実践内容を整理し、情報の発信とその効果的な活用に取り組むとともに、病院ボランティア活動の支援に取り組む。

(1) 成育支援・療育支援専門職の育成向上と情報の発信

成育支援・療育支援事業に係る実践内容を整理・評価しとりまとめた内容及び各職種が研修会などに参加し新たに習得した知識や技法などを、院内外に発信して関係機関との連携を積極的に推進する。

また、在宅療養や家庭環境に不安や課題のある患者に対し、定期的にケース検討会を開催し、多職種間で情報を共有し、患者理解を深め、技量向上に努める。

さらに、院内外からの専門性へのニーズに対応するとともに、院内各部署や院外関係機関に各職種それぞれの役割について情報を発信する。

(2) 望ましい療養・療育環境の提供

こども育成支援グループの各職種の専門性を生かし、患者及びその家族の状態に合わせた療

養・療育環境プログラムをより充実させて、こどもの成長・発達を支援する。

また、各職種の専門性を生かし、個々のこどもの状態及び状況に合わせて、こどもの望ましい成長・発達を促すためのあそびや慰問の受入れ及び様々な行事・イベントの企画運営を行う。

(3) 患者と家族の心理的・社会的支援

関係診療科及び他職種との連携を図り、また、地域の医療・保健・福祉・教育機関とも連携して、早期からの心理的・社会的支援を行い、患者及びその家族の諸問題の解決及び軽減を図る。また、周産期部門と連携し、胎児期からの状況把握及びその家族の心理的・社会的支援に努める。

また、インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント後に医療者から受けた説明に対するこどもと家族の理解状況を確認し、各々に合った方法を用いながら、適切な理解に繋げていけるように支援するなど、安心して治療を受けられる環境整備に努めるとともに、患者相談窓口において総合的な相談に応じる。

さらに、患者及びその家族から寄せられる相談については、関係診療科及び他職種とともに連携・協働し、問題解決及び苦痛の軽減ができるよう、適切な問題理解と対応に努める。

児童虐待などのこどもを取り巻く複雑な環境に対応するため、家族関係支援委員会において対応を協議する。

(4) 在宅療養・療育支援の充実

急性期治療後の病棟移行や在宅療養・療育への円滑な移行に向けて、入院早期から、在宅支援運営委員会、在宅支援室及び地域・家族支援部会による取組を推進する。

また、院内関係部署のほか、地域の医療機関、訪問看護ステーション、行政及び福祉サービス機関との連携を強化するとともに、拓桃園においてはショートステイやレスパイトを実施することにより、在宅療養・療育への移行及び在宅療養・療育継続への支援に努める。

(5) 病院ボランティア活動の充実と支援

ボランティアを積極的に受け入れるとともに、ボランティア同士の意見交換や打合せを通してコミュニケーションを図り、活動しやすい環境づくりに努める。

また、ボランティア活動が患者及びその家族にとって有益なものになるためにボランティア研修の充実を図るとともに、病院ボランティアと病院スタッフとの協働的連携を図り、より充実した患者サービスの提供に努める。

さらに、医療と療育を一体として提供する施設としてボランティア活動の拡充に努める。

(6) 障害児とその家族の地域生活の支援

障害児とその家族が地域で安心して生活ができるよう、在宅支援運営委員会、在宅支援室、地域・家族支援部会が連携して医療、療育、福祉サービス等に関する相談支援をきめ細かく実施するとともに、障害に対する理解を深めるため、各分野の専門職員が障害児とその家族に対して講話を行い、障害に関する学びの機会を提供する。

3 臨床研究事業

臨床研究推進室を新設し、当院における質の高い医師主導の臨床研究の実践と研究成果の公表の推進及び治験の管理、環境整備、研究者サポートを行う。

(1) 臨床研究の推進

倫理委員会の審査を迅速化し、臨床研究が活発に遂行されるよう支援する。

また、東北メディカル・メガバンク機構への参加による東北大学との連携を図るとともに、東北大学大学院医学系研究科との連携講座（先進成育医学講座）を拠点とする臨床研究と情報発信を行い、臨床研究者の養成に努める。

さらに、研究支援委員会の活動を充実して臨床研究を推進するとともに、看護研究のさらなる充実を図る。学会での発表や論文作成に取り組むなど院内外への情報公開に努める。

(2) 治験の推進

治験ネットワーク（東北大学病院臨床研究推進センターや国立成育医療研究センターを核とした小児治験ネットワークなど）を積極的に活用し、質の高い治験を推進する。

4 教育研修事業

(1) 質の高い医療従事者の養成

イ 質の高い臨床研修医や後期研修医の養成

(イ) 当院は、協力型臨床研修病院として、基幹型臨床研修病院に所属する医学部卒後1～2年目の臨床研修医の研修（1～2か月間）を積極的に受け入れる。

(ロ) 当院は、医学部卒後3年目から5年目までの後期研修医に、当院独自の後期研修プログラムに基づいた質の高い研修を提供し、東北大学病院など他の後期研修病院と密接な連携及び人的交流を図りながら良質な医師を養成する。特に、小児内科系コースに関しては、当院の後期研修を東北大学小児科研修協議会による「小児科研修プログラム in MIYAGI」の一環と位置付け、プログラムに登録した後期研修医のローテート研修を積極的に受け入れる。

また、若手医師の育成を目的として、指導医及びコメディカルによる後期研修医の評価を行い、総合評価を臨床研修委員会から本人にフィードバックして、当院における研修の充実を図る。同時に、後期研修医による指導医・研修診療科の評価も行い、今後の臨床研修指導の参考に資する。

(ハ) 当院は、教育病院として、医学情報の検索・入手環境の整備、研究支援体制の充実、各種講習会の開催、臨床研修指導医講習会への積極的な参加などを通して教育研修環境の整備に努める。

ロ 専門医の養成

当院は、医療内容の高度化や増患対策などの課題に対応するため、小児医療における各領域のサブスペシャリティ専門医を目指す専門研修制度により、卒後6年目以降で後期研修を修了した若手医師を受け入れ、関連施設との協力体制の下に次世代の専門医の育成を行うとともに、若手医師の増員を図る。

また、後期研修医と同様に、指導医及びコメディカルによる専門研修医の評価を行い、総合評価を臨床研修委員会から本人にフィードバックして、当院における研修の充実を図る。同時に、専門研修医による指導医・研修診療科の評価も行い、今後の臨床研修指導の参考に資する。

ハ 臨床研究支援体制の充実

質の高い医療従事者を養成するために、職員による臨床研究の奨励、院内研修会の充実、関係学会・研修会・講習会などへの参加、研究発表・論文の投稿を奨励するなど、常に新しい技術と知識の習得を支援する。

また、認定看護師や専門看護師の育成、その他コメディカル領域における大学院進学など、各職種の専門性を高める支援を行う。

研究支援委員会の活動を充実し、臨床研究の活性化、学術レベルの向上を通して、患者数の増加及び若手医療者の確保を図り、小児医療の充実と発展に資する環境を整備するため、次の研究支援を行う。

- ① 院内学術交流会・院内療育研究会の開催
- ② 院内勉強会・研修会の充実
- ③ 医学情報検索・入手環境の整備
- ④ 研究支援体制の整備
- ⑤ 図書室、研究支援室の管理・運営
- ⑥ 研究支援に関するアンケートの実施

⑦ 研究費の新設に関する検討

(2) 東北大学との連携講座の推進

平成21年12月に締結した東北大学大学院医学系研究科との協定に基づき開設された「先進成育医学講座」について東北大学との一層の連携に努め、成育医療の研究・診療に従事する優れた専門人育成を行い、成育医療の発展に向けた社会的要請に応える研究・教育活動を推進する。

また、環境省が企画・立案した「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を推進するため、東北大学大学院医学系研究科に設置された宮城ユニットセンターが実施する調査に協力する。

さらに、東北大学東北メディカル・メガバンク機構が実施する「三世代コホート調査」を推進するため、妊婦と生まれてくる児、その父、祖父母の3世代の長期健康調査に協力する。

(3) 看護師、薬剤師、医療技術職員及び事務職員等の資質向上への支援

医療の発展に伴う新たな知見獲得や自己啓発のため、各種学会、専門研修会への参加、病院として必要な資格取得に向けた研修会への参加を計画的に支援する。

特に、看護職員については、自宅で学習できるeラーニングの活用を積極的に促し、産休・育休など長期休暇取得の職員等が復職に向けた準備ができるよう支援する。

また、昨年度から運用開始した新キャリア開発システムを活用し、スタッフ個々が自主的に学び、レベルアップする姿勢を養う。

さらに、専門・認定看護師による研修の企画運営を支援し、看護職員全体の質向上を図るとともに、専門・認定看護師の活躍の場を明確にすることにより、認定取得を目指すスタッフの育成に繋げる。

地域医療研修会、院内学術交流会、NST勉強会、院内療育研究会など多職種合同研修会への参加を積極的に促し、相互理解を深めるとともにチーム医療の向上に努める。

(4) 地域医療に貢献する研修事業の実施

地域医療支援病院として、高度で専門的な医療サービスを提供するとともに、県内及び近隣の周産期・小児医療従事者及び地域関係機関への教育的役割・情報発信的役割を果たすため、地域医療連携推進計画に基づき、登録医療機関の医師や地域の医療機関の職員等を対象に、講演会、症例検討会、安全対策研修会、感染対策研修会などの研修会を年12回以上開催する。

(5) 療育拠点施設としての機能の充実

地域の療育スタッフなどに対し、療育支援に必要な知識・技術の習得を目的に、療育に関わる神経科医師、看護師を講師とする医療的ケアに関する講習会・実習支援を実施する。

また、リハビリテーション人材の育成及び医療・保健・福祉関係機関との連携をコーディネートできる人材の育成を目的に、療育支援研修会を開催する。

5 災害時等における活動

災害や新興感染症などの公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合に迅速かつ適切に対応するため、災害医療救護体制の整備や関係機関との連携などについて引き続き検討する。

また、東日本大震災を踏まえ、大規模災害を想定した消防・防災訓練を実施し災害時の対応力の向上に努めるとともに、食料の備蓄や防災関連機材を整備し、その充実を図る。

さらに、施設の防犯など安全対策については、防犯マニュアルに基づく非常時の対応訓練や研修を実施し、職員の安全意識、対応能力の向上を図るなど、安全管理体制の充実に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 効率的・効果的な組織の構築

当院の持つ機能・役割及び組織構造に即した効率的・効果的な組織体制とするとともに、P D C Aマネジメントによる運営を徹底し、環境変化に対応した体制の強化を図る。

(2) 職員の配置

各部門の機能が最適化するように考慮するとともに、医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く環境の変化、業務量などの変化に対応できる適正な配置に努める。

また、個々の職員が持つ職務遂行能力や適性を反映した人事配置を行う。

(3) 職員参画等による病院運営

当院の業務実績や財務状況などを会議や電子掲示板で周知し、情報の共有化を図る。

また、各職員の日常の医療・療育活動の中で把握した患者ニーズを業務に反映するなどの改善の取組や、院内各種委員会への主体的参加を進めるなど、業務運営への職員参画体制を整備する。

2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

(1) 医療資源の有効活用

法人が有する人的資源、物的資源及び情報資源を有効に活用して、経営改善を図る。

特に、医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く環境の変化を的確に捉えた組織体制を構築するとともに、医師、看護師などの職員の適正配置を図る。

また、現行の診療報酬制度に的確に対応した院内環境を整備し、診療報酬の確保に努める。

イ 病床の効率的な利用の推進

(イ) 病床稼働率の向上や業務運営経費の節減などにより、収支の改善を図り、安定的な病院運営に努める。

(ロ) 病床の管理体制を充実させ、入退院予定情報、空床情報などを集約して、緊急入院患者や紹介患者が速やかに入院できる体制を整える。

また、病病・病診連携の推進などにより、新規患者数の増加を図る。

特に、患者数の増加に向けて、具体的な行動計画を策定し、医療機関・医師・行政機関との連携推進、広報活動の強化、仙台市小児科病院群輪番制事業への参加、二次救急の受入れなどを積極的に推進し、また、拓桃園においては、日帰り入院、ショートステイ、レスパイトなどの入院種別に合わせた入院システムを確立し、1日当たり入院患者数194人以上、1日当たり外来患者数379人以上、病床稼働率80%以上を目指す。

さらに、退院後の在宅ケアの指導・支援を充実するため、訪問看護ステーション研修を実施し、指導フローチャートやチェックリストを充実する。

ロ 医療機器の効率的な利用の推進

医療機器について、経年劣化の状態や稼働状況等を把握し、診療が滞ることのないよう適宜若しくは計画的に整備する。

また、新たに導入した医療機器管理ソフトを活用し、経年劣化等により安全性が確保できない恐れのある医療機器を未然に把握し、医療機器の安全な使用を図る。

さらに、医療機器の院内修理、整備を適切に実施することにより、維持コストの削減と医療機器のダウンタイム（故障・修理による使用不能時間）の減少に努める。

(2) 収益確保の取組

提供する医療・療育サービスとその提供体制に見合った適切な診療報酬を確保するため、関係職員に診療報酬制度の理解を深めるための機会を提供するとともに、新たな施設基準やより上位の施設基準等の取得に向けた検討を行う。

平成28年4月に導入したDPC制度の効果的な運用による診療報酬（DPC/PDPS）の確保を目指し、適切なDPCコーディング（適切な診断を含めた診断群分類の決定）に取り組むなど、各種DPC評価係数の向上に注力する。

さらに、医業未収金（個人未納金）を削減するため、院内関係部署の連携を強化し、①新規未収金の発生防止（限度額認定証などの制度利用の促進、会計窓口におけるクレジット払いの活用）、②管理の厳正化（支払期限までの未納者に対する督促状送付）、③既存未収金の回収強化（個人宅訪問、未収金収納業務の外部委託）、④支払相談の実施（分割納付、福祉制度の利用）に積極的に取り組む。

(3) 業務運営コストの節減等

イ 材料費率等

医薬品、医療消耗備品などの材料の購入については、競争性の確保、適正な在庫管理、契約品目数の標準化に努め、購入価格及び材料費率の低減を図る。また、診療材料については、平成29年度から新たに一括調達方式を導入し、購入価格について前年度対比3%以上（前年度の調達内容で対比）の削減を図る。

また、診療報酬算定基準に対応するため、後発医薬品の導入を推進する。

ロ 人件費率等

良質で安全な医療の提供や患者サービスの充実・向上を図るため、適正な職員の確保・配置に努める。また、職員の能力開発や業績を適切に反映する人事評価制度の活用、知識と経験のある退職者の再任用などの人材活用の促進により、人件費率の低減を図る。

また、業務委託については、競争性を確保するなどして委託金額及び委託費率の低減を図るとともに、業務委託内容の見直しや業務実績を評価しその成果を次年度以降の契約に反映させる。

ハ 修繕費

施設・設備については、安全確保及び良好な環境を維持するために適切な管理を行い、計画的に改修及び修繕を行う。

医療機器については、集中管理方式を徹底し、保守点検を適切に実施することにより、安全管理の向上を図るとともに、保守管理費及び修繕費の削減に努める。

ニ 廃棄物の減量化

事務系一般廃棄物は、「平成29年度事務系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書」に定める減量及び資源化の目標達成に努める。また、感染性廃棄物をはじめとした産業廃棄物について、適切な分別及び排出量の抑制に努める。

ホ グリーン購入の推進

物品購入時に環境に配慮したグリーン購入対象物品を選定し、「平成28年度グリーン購入の推進に関する計画」に定める物品調達目標数値の達成に努める。

ヘ E S C O事業・スマートエネルギーシステム事業の推進

高効率ボイラー、ヒートポンプチャラー、BEMS装置（ビルエネルギー管理システム）、井水ろ過装置で構成されるE S C O事業を引き続き運用し、エネルギー消費の節減、CO₂の削減、災害時の飲料水の確保を図る。

また、太陽光発電設備、リチウムイオン蓄電池、ガスコージェネレーションシステムで構成されるスマートエネルギーシステム事業を通じ、災害時におけるエネルギー供給体制の安定化を図る。

(4) 財務分析の実施

月次決算を行い毎月の財務状況を把握するとともに、財務分析を行い経営改善を推進する。

また、医療情報システムを活用して、経営情報、医療統計情報などを集積し、経営判断の迅速化を図る。

(5) 外部評価の活用等

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の評価結果、平成25年に認証を受けた公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価内容、平成27年11月に提出した病院機能評価「期中の確認」の結果、平成28年度に実施された包括外部監査の結果等を活用して、業

務改善や病院機能の向上に取り組む。

第3 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を着実に実施することなどにより、財務内容の改善を図る。

平成29年度の経常収支比率は100%以上、医業収支比率は68.0%以上を目指す。

1 予算

別紙1のとおりとする。

2 収支計画

別紙2のとおりとする。

3 資金計画

別紙3のとおりとする。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

5億円とする。

2 想定される理由

医療機器の更新、施設設備の改修などを想定した、資金繰資金の支払に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

平成29年度中の計画はない。

第6 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備などに充てる。

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 人事に関する計画

(1) 方針

イ 高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く状況の変化を捉えた職員の確保・配置及び勤務形態の多様化に努めるとともに、効率的な組織運営に努める。

ロ 業務の質と量に応じた人材を適時確保するため、柔軟な採用試験の実施等を行う。

ハ 良質な人材の確保・育成を図るため、専門研修や職員の能力開発を行うための研修を実施する。

ニ 多様化する業務に対応し、豊富な経験と知識に裏打ちされたノウハウを活用するため、退職者の65歳までの再任用を継続する。

ホ 障害者雇用を推進する。

(2) 人員に係る指標

医療・療育を取り巻く環境の変化や医療・療育ニーズに適切に対応するとともに、効率的な業務運営を確保するため、適正な人員の確保・配置に努める。

(3) 人事評価システムによる人材育成の推進

勤務実績を反映した人事評価を行うとともに、職員の業務運営への参画促進や情報共有化な

ど、職員のモチベーションの高揚や意識改革に努める。

2 職員の就労環境の整備

職員の良好で快適な就労環境づくりを推進するため、安全衛生委員会を定期的開催するとともに、ストレスチェックの実施、メンタルヘルスケア対策の充実、産業医による健康相談等に取り組む。

ワークライフバランスに配慮した多様な雇用形態や勤務形態など柔軟な対応に努める。

職員の働きやすい施設等の環境整備を行うとともに、院内保育所の整備について、院内保育所運営委員会を通じ、年度内の設置に向けて、施設の整備並びに運営に関する具体的な取組みを進める。

3 医療機器・施設設備に関する計画

(1) 医療情報システムの効率的活用

電子カルテシステムを中心とした医療情報システムの業務標準化及び運用改善を推進するとともに、電子カルテシステムと医療機器との情報連携を推進し、さらなる医療の安全確保、診療事業の効率化を図る。併せて、関連ドキュメント、教育マニュアル、運用ルールを更新し、医療情報システム業務の運用の充実化を図る。

また、次期中期計画期間における医療情報システムの更新、第三次医療情報システムの構築を見据え、システム技術、構築事例など最新の医療情報システムについての情報収集を行う。

(2) 医療機器・施設設備の整備計画

医療機器及び施設設備の整備は、県民の医療・療育需要、医療技術の進展、安全安心の確保、費用対効果などを総合的に勘案し、計画的に行う。

また、平成29年度において整備する医療機器及び施設設備に関する計画は、別紙4のとおりとする。

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	9,258
医業収益	5,451
児童福祉施設収益	909
運営費負担金	2,863
補助金等収益	35
営業外収益	84
運営費負担金	68
その他医業外収益	16
資本収入	498
長期借入金	498
収入合計	9,840
支出	
営業費用	8,088
医業費用	7,559
給与費	3,466
材料費	1,309
経 費	1,261
研究研修費	37
児童福祉施設費	1,486
一般管理費	230
給与費	229
経 費	1
控除対象外消費税等	251
資産に係る控除対象外消費税等	48
営業外費用	103
資本支出	1,505
建設改良費	621
償還金	884
支出合計	9,696

(注 1) 金額については、端数を四捨五入している。

(注 2) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注 3) 減価償却費及び退職給付費用、資産見返運営費負担金戻入等は含んでいない。

平成29年度計画の収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	9,462
営業収益	9,378
医業収益	5,451
児童福祉施設収益	909
運営費負担金収益	2,863
補助金等収益	35
資産見返運営費負担金戻入	114
資産見返寄附金等戻入	6
営業外収益	84
運営費負担金収益	68
その他医業外収益	16
支出の部	9,461
営業費用	9,358
医業費用	8,813
給与費	3,632
材料費	1,309
減価償却費	970
経 費	1,261
研究研修費	37
児童福祉施設費	1,604
一般管理費	246
給与費	239
減価償却費	6
経 費	1
控除対象外消費税等	251
資産に係る控除対象外消費税等	48
営業外費用	103
純利益	1

(注1) 金額については、端数を四捨五入している。

(注2) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

平成 29 年度計画の資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	11,709
業務活動による収入	9,342
診療業務による収入	6,360
その他業務活動による収入	16
運営費負担金による収入	2,931
補助金等収入	35
投資活動による収入	0
財務活動による収入	498
長期借入金による収入	498
前期繰越金	1,869
資金支出	9,696
業務活動による支出	8,191
給与費支出	4,654
材料費支出	1,434
その他業務活動による支出	2,103
投資活動による支出	621
固定資産の取得による支出	621
財務活動による支出	884
長期借入金の返済による支出	516
移行前地方債償還債務の償還による支出	368
次期繰越金	2,013

(注 1) 金額については、端数を四捨五入している。

(注 2) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

別紙 4

平成 29 年度医療機器・施設設備に関する計画

年度計画期間中、医療機器等の更新など、法人が担うべき医療を適切に実施するために、状況に応じて、医療機器及び施設整備への投資を行うものとする。

年度計画期間中の総投資額は、621百万円程度としつつ、状況に応じて増減があるものとする。

(単位：百万円)

医療機器・施設整備の内容	財源	予定額
医療機器整備 CT検査装置 ICU生命維持装置 テルフェージョンシリンジポンプ等 核医学検査装置 ジラフオムニベッド ギャッジベッド等一式 ほか	宮城県からの 長期借入金 及び自己資金	621
施設整備 保育所整備費		